

指定居宅介護支援事業所

重要事項説明書

契約利用者名

様

株式会社 海色リハライフ

1 相談窓口

「居宅介護支援事業所 海色」

電話番号 042-794-6596（午前8時30分～午後17時30分まで）

担当者 渡邊 たみ子（主任介護支援専門員）

*ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 「居宅介護支援事業所 海色」の概要

① 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

居宅介護支援事業所 海色 東京都町田市木曾西 3-2-14

介護保険 指定居宅介護支援事業所番号（町田市 1373207321号）

※サービスを提供 町田市、相模原市、八王子他

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

3 同事業所の職員体制

業務内容	人数	資格	人数
事業所の管理・運営全般	1名	主任介護支援専門員	1名
居宅介護支援に関する業務	1名	介護支援専門員	1名
事務に関する業務	1名	事務	1名

4 営業時間

月曜日～金曜日 午前 8時30分～午後5時30分

休業日：土・日曜日、年末年始 12月29日～1月3日は休業いたします。

5 当社の概要

株式会社海色リハライフ

代表取締役社長 土居純子

本部所在地 東京都町田市原町田 3-4-12

電話番号 042-794-6596（午前8時30分～午後5時30分まで）

居宅介護支援 1ヶ所

国基準型第1号通所介護 1ヶ所

地域密着型通所介護 1ヶ所

6 「居宅介護支援事業所 海色」の特徴等

運営の方針 <基本理念>

①

すべての高齢者が人間らしく尊重され、人生の完成期である高齢期を輝いて生きたいという願いを実現するために、“公平・公正で、利用者本位”のケアマネジメントを基本として介護支援事業の業務を実施します。

②

要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援事業を提供し自立支援を目指します。

<サービスの向上のために>

月1回の研修の実施を基本とし、介護支援専門員の資質の向上に務めます。

7 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ①ケアプラン作成の依頼受付
- ②訪問
- ③契約にあたっての説明
- ④町田市への居宅サービス計画書の届出の作成
- ⑤ご本人や身体状況の調査、要望をお伺いします。
- ⑥ケアプラン作成
- ⑦リ・アセスメント方式を使って、課題分析をします。

- ⑧ご本人やご家族の希望を尊重し、状況に応じたサービス計画を作成します。

- ⑨サービス担当者会議の開催(サービス提供責任者や専門家らと具体的なサービスの内容について検討します。)

- ⑩サービス調整
- ⑪ご本人・家族への説明と承諾

- ⑫都知事・市長から指定を受けた「居宅サービス事業者」から計画に基づいたサービスが開始できるよう調整します。

- ⑬サービス開始 開始後再度モニタリング(見直し)(提供されているサービスが予定通り実行できたか、利用者に満足されているか、体調に変化はないか、定期的にお伺いします。)

8 料金 (別紙 居宅介護支援料金表のとおり)

- ① 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、代行やその他介護保険外労働に対しては自費で費用のお支払いをお願い致します。
- ②
* 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1カ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当方からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日町田市の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

- ③ 利用料金・自費利用料金(別紙 居宅介護支援料金表のとおり)

9 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

10 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

11 その他の料金（別紙 居宅介護支援料金表のとおり）

認定調査票、主治医の意見書等の請求に伴う費用、及び各種記録のコピー費等、実費がかかります。

12 算定要件

1

24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備利用者又はその家族に同意を得た上に、死亡日前の14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービスの変更の必要制の把握、利用者への支援を実施。

2

訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医の等及びケアプランに位置つけた居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者への提供。

13 居宅支援の提供にあたって留意事項について

1

利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所において、複数の事業所の照会を求めること、また、当該当事業所を居宅サービスに位置付けた理由を求めることができる。

2

利用者に提供されるサービスの種類、サービスの事業所が不当に偏ることなく、公正中立を図る観点から、居宅支援事業所の提供にあたっては前 6ヶ月間に事業所が作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護・地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合については努力義務とする。

3

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するために、早期に病院等と情報共有をする必要がありますので、病院等には、担当する介護支援専門員の名前を連絡先をお願いいたします。

14 医療機関との連携

1

利用者が医療系サービスを希望する場合は、利用者の同意を得て、主治医等の意見を求め、その医師等に対して、ケアプランを交付します。

2

訪問介護事業所等から、利用者の口腔に関する問題や服薬状況について情報が寄せられた場合、および当方で把握した状況について、主治医師等に必要な情報伝達を行います。

15 **居宅介護支援の実施概要等**

国標準様式リ・アセスメント方式を用いて、居宅介護支援事業を実施します。

アセスメントは、利用者の生活を継続してフォローしていくために、大切な情報収集の第一歩です。

16 **サービス内容に関する苦情**

事業所のお客さま相談・苦情担当窓口

事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

居宅介護支援事業所 海色

担当部署:相談・苦情窓口 電話: 042-794-6596

相談時間 午前9時30分～午後17時00分 土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く

相談担当:渡邊たみ子

その他の窓口

区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

相談時間 午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く

区市町村名 町田市 担当部署:介護保険課

電話:042-724-4366

相談時間 午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く

東京都国民健康保険連合会(国保連合会)

担当部署:苦情相談窓口

電話:03-6238-0177(直通)

相談時間 午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く

区市町村名 相模原市 担当部署:福祉基盤課指定・指導班

電話042-769-9226

相談時間 午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く

区市町村名 八王子市 担当部署:八王子福祉部

電話:042-620-7420

相談時間 午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く

神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連合会)

担当部署:介護保険課 介護苦情相談係

電話045-329-3447、0570-022110

相談時間 午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く

17 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行います。

サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

2024 年 月 日

■居宅介護支援の提供開始あたり、利用者に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者 居宅介護支援事業所 海色 担当介護支援専門員

渡邊たみ子

□私は、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

事業社名 株式会社 海色リハライフ

住 所 〒194-0013 東京都町田市原町田3-4-12

事業所 居宅介護支援事業所 海色

住 所 〒194-0037 東京都町田市木曽西3-2-14

代表者名 代表取締役社長 土居 純子

利用者

郵便番号
住所
氏名

代理人

代理人の理由	
郵便番号 (—)	
住所	
氏名	